

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する
策定状況等の調査結果について
(平成23年4月1日現在)**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下、「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされている。

市町村行動計画等は5年を1期として策定するものとされており、1回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画の期間として、平成21年度中に策定することが必要である。

都道府県及び市区町村を対象に、平成23年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1. 都道府県行動計画の策定状況等

(1) 策定状況

すべての都道府県で策定済み。

(2) 策定手続きの状況

- | | |
|---|----------------|
| ①前期行動計画の見直し | 47都道府県（100.0%） |
| ②ニーズ調査の実施 | 44都道府県（93.6%） |
| ※ニーズ調査を実施していない3県においても、市町村ニーズ調査を活用するなどニーズ把握を行っている。 | |
| ③関係者意見の反映 | 47都道府県（100.0%） |
| ④点検・評価のための指標の導入 | 46都道府県（97.9%） |

(3) 公表状況

すべての都道府県で公表済み

【公表方法】	ア ホームページに掲載	44 都道府県
(複数回答)	イ その他	21 都府県
	・ 冊子の配布	
	・ 公共施設での閲覧等	

2. 市町村行動計画の策定状況等

(1) 策定状況 (括弧内の割合は平成23年3月31日現在の市区町村数(1,750 市区町村)により算出。以下同じ。)

- ① 策定済み 1,704 市区町村 (97.4%)
- ② 未策定 46 市区町村 (2.6%)

策定予定時期	市区町村数
平成23年度中	22 市区町村
平成24年度中	5 市区町村
未定	19 市区町村

(2) 策定手続きの状況

- ① 前期行動計画の見直し 1,676 市区町村 (98.4%)
- ② ニーズ調査の実施 1,670 市区町村 (98.0%)
※ ニーズ調査を実施しなかった20 市区町村のうち8 区町においては、別途独自調査を活用するなどの方法によりニーズ把握を行っている。
- ③ 関係者意見の反映 1,628 市区町村 (95.5%)
- ④ 点検・評価のための指標の導入 1,334 市区町村 (78.3%)

(3) 公表状況 (括弧内の割合は2(1)において策定済みと回答した市区町村により算出。)

- ① 公表済み 1,569 市区町村 (92.1%)
 - 【公表方法】 ア ホームページに掲載 1,053 市区町村
 - (複数回答) イ その他 916 市区町村
 - ・ 広報紙への掲載
 - ・ 冊子の配布
 - ・ 公共施設での閲覧等
- ② 未公表 135 市区町村 (7.9%)